

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格審査における総合点数算定要領

平成 19 年 3 月 5 日

告示第 14 号

東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格審査における総合点数算定要領

(目的)

第 1 条 東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準(平成 15 年東かがわ市告示第 18 号。以下「資格基準」という。)第 2 条第 3 項に規定する総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。

(総合点数)

第 2 条 総合点数は、客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)に主観的事項について算定した点数(以下「主観点数」という。)の合計点数とし、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに算定する。

(客観点数)

第 3 条 客観点数は、法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の総合評定値とする。

(主観点数)

第 4 条 主観点数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める方法によって算定した数値を合計した点数とする。

(1) 工事成績 東かがわ市建設工事評定要綱(平成 15 年東かがわ市訓令第 21 号)に基づき、次の算式により算出した数値 A(当該期間に工事成績評定点がない場合には 0 とし、1 件の場合はこの算式により得られた数値を 2 で除して得た数値とする。)

$$A = L / M \times 10 \quad (\text{小数点以下第 1 位を四捨五入})$$

$$\left[\begin{array}{l} L : \text{格付けをする年の前 3 年における成績評定 1 件ごとの工事成績評定点} \\ \quad \text{からそれぞれ 65 点を減じて得られた数値の合計} \\ M : L \text{ の算定に係る工事成績評定点の件数} \end{array} \right]$$

(2) 技術力 経営事項審査における技術職員数に基づいて次の算式により算出した数値 B

$$B = 5 \times N + 2 \times P$$

$$\left[\begin{array}{l} N : 1 \text{ 級技術職員数 (20 を上限とする)} \\ P : 2 \text{ 級技術職員数} \\ N + P \text{ は } 40 \text{ を上限とし、} 20 \text{ を超える } N \text{ は } P \text{ として算定する。} \end{array} \right]$$

(3) 法令違反等 次に掲げる項目ごとに算定した数値の合計とする。

ア 指名停止 東かがわ市建設工事指名停止等措置要領(平成 15 年告示第 24 号)の規定に基づく指名停止の期間に基づいて、次の算式により算出した数値 C

$$C = -10 \times Q$$

$$\left[\begin{array}{l} Q : \text{格付けをする年の前 2 年における指名停止の月数 (1 月に満たない} \end{array} \right]$$

期間がある場合は1月とする。)

イ 営業停止 法第28条第3項の規定に基づく営業停止(香川県域内における処分に限る。)の期間に基づいて、次の算式により算出した数値D

$$D = -1 \times R$$

[R : 格付けをする年の前2年に処分を受けた営業停止の日数]

ウ 指示処分 法第28条第1項又は第2項の規定に基づき香川県知事が行った指示処分に基づいて、次の算式により算出した数値E

$$E = -5 \times S$$

[S : 格付けをする年の前2年に受けた指示処分の回数]

(4) ISO 登録初年度の格付けをする年の前年の12月末日現在におけるISO(国際標準化機構)規格の登録営業所における認証取得状況に基づき、次の算式により算出した数値F

$$F = T + U$$

[T : ISO14001 認証取得の点数=20
U : ISO9001 認証取得の点数=20]

(5) 東かがわ市が主催する人権に関する研修・講演会(入札参加資格審査登録の前々年の1月1日から同日の翌年12月31日までの間に開催したもの。)の受講状況に基づき、次の算式により算出した数値G

$$G = 1 \times V$$

[V : 東かがわ市主催の人権に関する研修・講演会の受講回数。
1回参加で1点(5点を上限とする。)]

(6) 登録初年度の格付けをする年の前年の12月末日現在における、東かがわ市消防団(公設)への入団状況に基づき、次の算式により算出した数値H

$$H = 1 \times W$$

[W : 東かがわ市消防団(公設)への入団人数
1人入団で1点(10点を上限とする。)]

(7) 登録初年度の格付けをする年の前年の12月末日現在における、障がい者の雇用状況に基づき、次の算式により算出した数値I

I

[I : 障がい者雇用有りの点数=3]

(8) 登録初年度の格付けをする年の前年の12月末日現在におけるエコアクション21(環境省が策定した環境マネジメントシステム)の登録営業所における認証取得状況に基づき、次の算式により算出した数値J

J

[J : 認証登録の点数=10
(4に規定するISO14001との重複加点はしない。)]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条第 1 号に規定する工事成績は、平成 19 年 4 月 1 日以降に発注される建設工事の工事成績評定点から算定するものとする。

附 則 (平成 21 年 10 月 23 日告示第 123 号)

この告示は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 25 日告示第 21 号)

この告示は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 19 日告示第 14 号)

この告示は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 6 日告示第 19 号)

この告示は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。